

06 地域材活用促進支援事業[新規]

【5, 500 (一) 百万円】

対策のポイント

地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」を達成するとともに、森林資源が豊富な農山村地域の振興を図るためには、年々増加し続けている森林資源（地域材）の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・このため、地域の1次・2次・3次産業や地方公共団体の関係者等が一体となって、各地域の特徴を踏まえた、地域材の需要を大きく喚起する対策を進めることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万 m^3 (23年度)→2,800万 m^3 (27年度)）
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

各地域において、素材生産業者、木材加工流通業者、建築業者等が設立した協議会の下で、地域材を活用した一定の基準を満たす木造住宅（内装木質化建物を含む）の建築や木製品等の購入の際に、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

地域材活用促進支援事業 5, 500 (一) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

※ 上記事業とあわせて、平成25年度から環境省・農林水産省連携事業により、木材の省エネ効果の明確化や、省エネ効果を最大限に発揮するための木材の利用方法の分析、木材利用を誘導する仕組みの研究等を行う「木材利用推進・省エネ省CO2実証事業」を実施します。

（お問い合わせ先：林野庁木材利用課 (03-6744-2298 (直))）

地域材活用促進支援事業

- 素材生産業者、木材加工流通業者、建築業者等が設立した協議会を各地域で設置
- 各協議会の下で、地域材を活用した木造住宅(内装木質化建物を含む)や木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援

〈対象地域: 先進的に取り組む都道府県〉

〈ポイント制度の対象〉

- ①地域材を一定以上活用した新築住宅



- ②地域材を一定以上活用した内装木質化



- ③地域材を一定以上活用した木製品等

